

運転資金・設備資金など事業資金にご利用ください!

# マル経融資制度

無担保  
無保証

## 小規模事業者経営改善資金

融資限度額

2,000万円

利率

長期プライムレート等に  
連動します

返済期間

運転資金…7年以内  
設備資金…10年以内

担保・保証人

不要です  
無担保・無保証人

### 「マル経融資制度」とは… 小規模事業者経営改善資金

立川商工会議所が立川市内事業所の経営を応援するための  
無担保・無保証人の国の融資制度です。  
6ヶ月以上、立川商工会議所の経営指導を受けている  
事業所が対象になります。

「マル経融資制度」  
お気軽に  
ご相談ください!!

### マル経融資制度の流れ

お申し込みは随時受付しております。

申込  
融資の相談

調査  
商工会議所受付

推薦  
商工会議所審査会

決定  
日本政策金融公庫

融資の実行

※審査会は、原則月1回となります。融資決定までに日数がかかる場合がございますのでお早めにお申し込みください。

### ご利用概要

#### ▶ご利用いただける方

- 常時使用する従業員が20名以下(商業またはサービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方。
- 最近1年以上、立川市内で事業を行っている方。
- 立川商工会議所の経営指導員による経営指導を、原則として6ヶ月以上受けている方。
- 義務納税額(所得税・法人税・事業税または都道府県民税もしくは市町村民税)を完納している方。
- 商工業者であり、日本政策金融公庫(国民生活事業)の非対称業種でない方。

#### ▶融資の条件

対象資金…運転資金・設備資金  
融資限度額…2,000万円  
返済期間…運転資金7年・設備資金10年以内(措置期間は運転資金1年以内・設備資金2年以内)  
利率…長期プライムレート等に連動します。詳しくは中小企業相談所までお問い合わせください。  
無担保・無保証

#### ▶お申し込み時の提出資料

法人企業

- ① 前期・前々期の決算書・確定申告書(控)(2ヶ月前までの試算表)
- ② 法人税・事業税・住民税の領収書、または納税証明書
- ③ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ④ 借入金明細
- ⑤ 許認可を必要としている業種は許認可証のコピー
- ⑥ 見積書・契約書・カタログなど(設備の場合)

個人企業

- ① 前期・前々期の青(白)決算書・確定申告書(控)
- ② 所得税・事業税・住民税の領収書、または納税証明書(納税額のあるもの)
- ③ 通帳
- ④ 借入金明細
- ⑤ 許認可を必要としている業種は許認可証のコピー
- ⑥ 見積書・契約書・カタログなど(設備の場合)

※不動産を所有の場合は、不動産登記簿謄本  
※初回の申込みには、代表者の通帳をご用意ください  
※申し込み金額が1,500万円を超える場合は、  
別途事業計画書の作成が必要となります

# 立川商工会議所 中小企業相談所 行

—— FAXでお申込みください ——

## FAX.042-527-5913

〈FAX番号はお間違えないようにご確認をお願いいたします〉

# マル経融資相談申込書

経営改善資金(マル経)の相談を希望しますので、下記のとおり連絡いたします。

事業所名			代表者名	
所在地	〒			
TEL			携帯番号	
FAX			業種	
借入希望額	万円		従業員数	正社員 名
				パート 名
内訳	1.運用資金	2.設備資金	資本金 法人の場合	円
	万円	万円		
相談内容	----- ----- ----- ----- ----- -----			

※状況・内容により、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先はコチラ

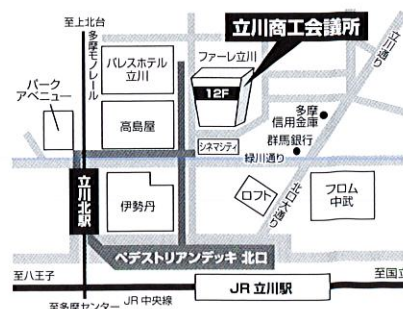
**立川商工会議所** 中小企業  
相談所

TEL.042-527-2700

FAX.042-527-5913

〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12F

<http://www.tachikawa.or.jp>



※本申し込みの際に取得させていただいた個人情報は、マル経融資のご相談・お申し込み以外の目的には使用いたしません。